



薫風の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。消費増税の経過措置の対策はお早めにお取り組み下さい。

## 重要情報

### 1. 請負工事の経過措置対策

請負い工事の引渡が増税後となっても、5%の税率が適用される経過措置につき、全建総連のHPにチラシがございます。  
<http://www.zenkensoren.org/news/15news/img/news369.pdf>

### 2. 国税庁より経過措置Q&A公表

国税庁のHPにて請負い工事を含むすべての経過措置に関するQ&A59問が公表されています。  
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/2191.pdf>

### 3. メンテナンス・保守、定期購読は経過措置なし

メンテナンス・保守や定期購読で予め料金を一括で授受するものがあったとしても、経過措置の対象になりません。期間が増税をまたぐ場合には、対応期間がH26.4.1以後か前かで適用税率が変わります。経費等の見越繰延にご注意。

## 6月のイベント

- ・個人所得税予定納税の通知
- ・個人住民税第1期納付
- ・4月決算法人の申告期限



## 税金マメ知識

教育資金一括贈与非課税制度（最大15Mまで）について、文部科学省と国税庁のHPにそれぞれQ&A。15M枠の学校等教育費は、修学旅行・給食費・一定の外国学校の授業料・入学費・学校寮費は○、渡航費・現地生活費・仲介料等の留学付随費用やホームステイ等は×。5M枠の学校等以外の教育費は、塾家庭教師・舞踊スポーツ・音楽・習字茶道、自動車教習、一定の外国学校以外の語学学校も○。  
※【私見】本制度を使わなくとも親族の教育費は原則非課税であり、本制度は将来分の一括贈与を促す目的なので、本制度を適用して資金残額がある場合は、他の教育費贈与は為し得ないものとする。

## 元バックパッカー赤羽の旅嘶(ハナ)



【エクアドルのカテドラル】聖堂の神聖な力をわたしは確実に感じました。音、像や装飾ではない、ここにいる人々から発せられる何かでした。歴史的な像が、いつものように日曜の教会にやってくる人々に撫でられ一部が黒光りします。わたしが感じたものはまさしく生活の営みでした。いつどの国でも弱き人々により繰り返される救済の求めです。

## ☆事務所からの連絡☆

特別徴収の通知が届きましたら事務所までFAXまたは郵送をお願いいたします。

## 晩酌のじかん

会計事務所にとって地獄のような確定申告が終わったかと思えば、今度は3月決算法人（5月申告期限）の多忙な日々が始まります。まさに4月は台風の目のような月でした。引越し後、少し家が落ち着いた気がします。早く新居での晩酌スタイルを盤石にしたいと思います。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県  
横浜市神奈川区片倉5-14-15  
TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340  
Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp